

助成対象者	【個人】荒川区内の断熱材を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）またはみらいエコ住宅2026事業において補助対象となる製品として登録されている断熱材を、既存住宅に設置すること。</li> <li>・【必須】1つ以上の「居室」において、外気等に接する全ての部分に断熱材を設置すること。 「居室」...リビング、ダイニング、寝室、書斎、子供部屋</li> <li>・【任意】「居室以外」において、外気等に接する全ての部分に断熱材を設置すること。 「居室以外」...玄関、廊下、階段、浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸、倉庫、車庫等 <u>「居室以外」のみに断熱材を設置する場合は助成金の対象外です。</u></li> </ul>	
助成金額 (千円未満切り捨て)	断熱材の本体費用（税抜き）	
助成限度額	<b>【個人】の場合</b> 荒川区内業者から購入した場合：20万円 荒川区外業者から購入した場合：15万円	<b>【集合住宅】の場合</b> 荒川区内業者から購入した場合：50万円 荒川区外業者から購入した場合：35万円

## 申請書類（A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）

(A) 共通	1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 設置した断熱材の施工後写真                      4 断熱材を設置した場所の施工前写真 +
	アとイで 必要書類が 一部異なります。
	<b>【ア 東京都が実施する「既存住宅における省エネ改修促進事業」に基づく交付決定を受けている場合】</b> ア-5 「既存住宅における省エネ改修促進事業助成金」の交付決定兼確定額通知書の写し <u>「2 内訳書」の品名、「3 施工後写真」、「4 施工前写真」の3点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。</u>
	<b>【イ ア以外の場合】</b> イ-5 設置箇所を明示した平面図又は立面図（ <b>作成例は裏面をご確認ください</b> ） イ-6 設置した断熱材が要件に適合していることを確認できる書類 国が実施する助成金のホームページにおける対象製品一覧の抜粋 等 <u>「2 内訳書」の品名、「3 施工後写真」、「4 施工前写真」、「5 平面図」、「6 適合確認書類」の5点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。</u>

【B 申請者区分別】の必要書類は裏面をご確認ください。

<b>(B)</b> <b>申請者区分別</b>	<b>個人</b>	1 施工場所の所有者による <b>施工承諾書</b> （賃借している場合のみ）
	<b>集合住宅</b>	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <p>1 建物の<b>固定資産税の納税通知書</b>（課税明細書含む）の写しまたは<b>建物の全部事項証明書</b>（登記簿謄本）</p> <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <p>1 管理組合の<b>規約の写し</b></p> <p>2 機器の導入に係る<b>管理組合等の総会の議事録</b>または<b>決議書</b></p>

(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

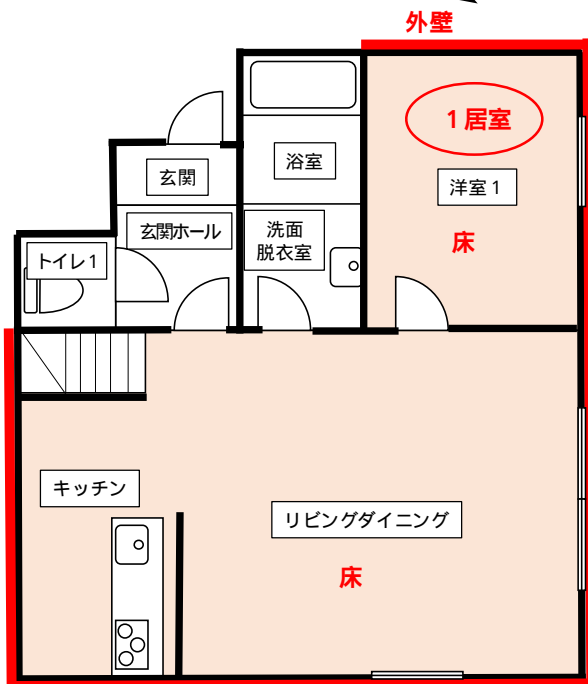
### 【イ-5 設置箇所を明示した平面図又は立面図の作成例】

・改修する位置を下記の例のように図面に明示し、断熱材設置箇所に、外壁、外壁、床と番号を振ってください。  
また、「内訳書の製品名」と「施工前・後写真」にも同じ番号を振り、照合できるようにしてください。

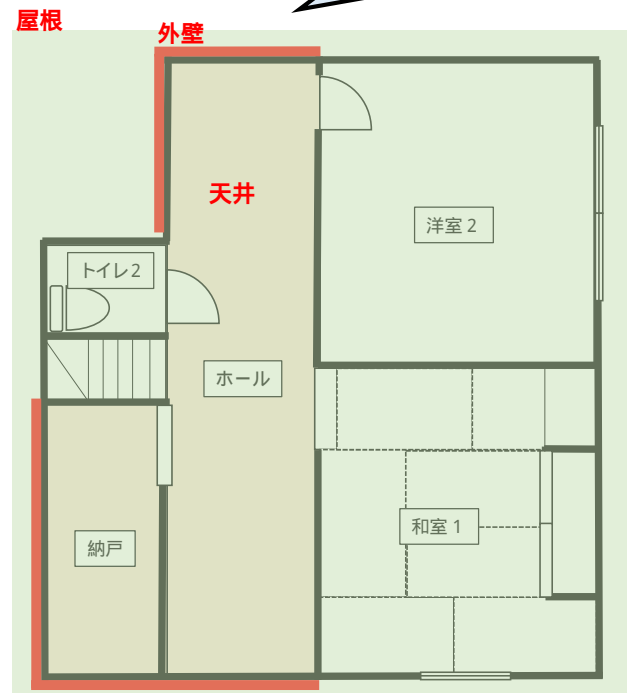
例

断熱材の設置箇所にマーキングし、一居室の全ての改修する部屋には「1居室」と記載してください。

天井断熱：床に色がついている箇所の改修が必要  
屋根断熱：屋根全体の改修が必要



1階平面図



2階平面図

・間取りや、断熱材を施工した位置が確認できれば、手書きで作成したもので問題ありません。